

公職選挙に際し、駐屯地司令等の配慮すべき事項について（通達）

昭和 50 年 4 月 10 日

陸幕 1 第 177 号

改正 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官

各方面総監

各部隊長 殿

各機関の長

陸上幕僚長の命により

総務課長

（例規 25）

公職選挙に際し、駐屯地司令等の配慮すべき事項について（通達）標記について、別添に基づき措置されたい。

なお、陸幕 1 電第 167 号（37. 6. 6）は廃止する。

添付書類：防人 1 第 1591 号（50. 4. 10）

配布区分：各師団長、各駐（分）屯地司令 各 1 部

別添

防人1第1591号

50.4.10

経理局長
各幕僚長 殿
各附属機関の長
防衛施設庁長官

事務次官

公職選挙に際し駐屯地基地等の長の配意すべき事項について（通達）標記について、下記により措置されたい。

記

- 1 営舎内居住の有権者隊員に選挙公報が常に十分な部数配布されるよう、市町村選挙管理委員会に要望すること。
- 2 市町村選挙管理委員会から（1）自衛隊の施設内に公職選挙法第39条の規定による投票所を設置したい旨の申入れがあった場合又は（2）自衛隊の施設内に公職選挙法第144条の2若しくは第144条の4の規定によるポスター掲示場を設置したい旨の申入れがあった場合は、設置することが合理的であり、かつ、次の各号のいずれにも該当する限り、申入れに応ずることは、さしつかえない。
 - （1）施設の維持管理、駐屯地、基地等の警備、秘密保全等について特に問題がないこと。
 - （2）教育訓練その他隊務に支障がないこと。なお、申入れに応ずるにあたっては、市町村選挙管理委員会と調整のうえ、施設の維持管理、隊務等に支障を来たすことがないよう遺憾なきを期すること。
- 3 市町村選挙管理委員会から（1）自衛隊の施設内に公職選挙法第152条若しくは第160条の2の規定による立会演説会を開催したい旨の申入れがあった場合又は（2）自衛隊の施設を同法第161条の規定による個人演説会開催場として指定したい旨の申入れがあった場合は、これらの演説会を自衛隊の施設内において開催することには、施設の維持管理、駐屯地、基地等の警備、秘密保全、部内秩序の維持等について問題があり、隊務に支障を来たすことも考えられるので、開催又は指定されることのないよう措置すること。